

議案第19号

杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

教 育 機 関

杉並区教育委員会教職員表彰規程（平成13年杉並区教育委員会訓令甲第9号）
の一部を次のように改正する。

令和7年2月 日

杉並区教育委員会

第8条第3項第3号中「杉並区教育委員会事務局教育人事企画課長」を「杉並区教育委員会事務局教育人事・指導課長」に改める。

第10条第1項中「杉並区教育委員会事務局教育人事企画課長」を「杉並区教育委員会事務局教育人事・指導課長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(表彰審査会の構成等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 杉並区教育委員会事務局教育人事・指導課長</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(被表彰者の推薦)</p> <p>第10条 被表彰者の推薦は、原則として、杉並区立済美教育センター所長、杉並区立就学前教育支援センター所長又は当該学校の校長若しくは園長が行う。ただし、被推薦者(学校を含む。)が、校長若しくは園長の職にあるものの場合又は複数の学校に所属する教職員のグループ若しくは学校の場合は、杉並区教育委員会事務局教育人事・指導課長が行う。</p> <p>2 略</p> | <p>(表彰審査会の構成等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 杉並区教育委員会事務局教育人事企画課長</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(被表彰者の推薦)</p> <p>第10条 被表彰者の推薦は、原則として、杉並区立済美教育センター所長、杉並区立就学前教育支援センター所長又は当該学校の校長若しくは園長が行う。ただし、被推薦者(学校を含む。)が、校長若しくは園長の職にあるものの場合又は複数の学校に所属する教職員のグループ若しくは学校の場合は、杉並区教育委員会事務局教育人事企画課長が行う。</p> <p>2 略</p> |